○地方行政委員会

・内閣提出法律案（五件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
1 ※	警察法の一部を改正する法律案	衆	四、二、五	四、二、五（予）	四、三、二七 可決	四、三、二七 可決	四、二、五	四、三、二六 可決	四、三、二六 可決	
10 ※	地方税法の一部を改正する法律案	〃	二、七	三、二五	三、二七 可決	三、二七 可決	二、二八	三、一〇 可決	三、一二 可決	四、二、二八 衆本会議趣旨説明 三、二五 参本会議趣旨説明
25 ※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	〃	二、一四	五、一八	五、二八 可決	五、二九 可決	二、二八	五、一二 可決	五、一四 可決	二、二八 衆本会議趣旨説明 五、一八 参本会議趣旨説明
60	道路交通法の一部を改正する法律案	〃	三、一〇	三、一〇（予）	四、二三 可決	四、二四 可決	三、一〇 交通安全対策特委	四、一五 可決	四、一六 可決	
78	地方自治法の一部を改正する法律案	〃	三、一八	三、一八（予）	三、二七 可決	三、二七 可決	三、一八	三、二六 可決	三、二六 可決	

（注）※は予算関係法律案

・衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者（月日）	予備送付月日	本院へ提出	参議院 委員会付託	参議院 委員会議決	参議院 本会議議決	衆議院 委員会付託	衆議院 委員会議決	衆議院 本会議議決	備考
8	離島振興法の一部を改正する法律案	建設委員長（四、四、一五）	四、四、一六	四、四、一六	四、四、六（予）	四、四、一七 可決	四、四、一〇 可決			四、四、六 可決	

警察法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、警察庁刑事局に新たに暴力団対策部を設置し、同部に部長を置くとともに、同部の所掌事務を定める。

二、警衛に関する事務を警察庁刑事局から警察庁警備局に移管する。

三、この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の適正合理化を図るため、個人住民所得割の非課税限度額の引上げ、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置並びに三大都市圏の特定市の市街化区域における特別土地保有税の特例措置の適用期限の延長等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うことを主な内容とするものであります。

次に、警察法の一部を改正する法律案は、警察運営の効率化を図るため、警察庁刑事局に新たに暴力団対策部を設置し、その所掌事務を定めるとともに、警衛に関する事務を警察庁刑事局から警察庁警備局に移管すること等を主な内容とするものであります。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案は、地方公共団体において完全週休二日制を実施するため、すべての土曜日を条例で定めることにより地方公共団体の休日とすること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括議題とし、政府より趣旨説明を聴取した後、地方財政の現状認識、固定資産税の評価がえと税負担、国民健康保険をめぐる問題、暴力団対策部の体制と業務、完全週休二日制の推進と住民サービスの確保等について質疑が行われました。

質疑を終局し、まず、地方税法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、警察法の一部を改正する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方税法の一部を改正する法律案につきましては、自主財源たる地方税源の拡充を図ること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、道府県民税及び市町村民税

所得割の非課税限度額算定の加算額を十九万円（現行十五万円）に引き上げる。

二、不動産取得税

住宅の取得に係る税率の特例措置（三％）及び一定の住宅用土地の取得に係る税額の減額措置（当該税額の四分の一に相当する額の減額）の適用期限を平成七年六月三十日まで延長する。

三、自動車税及び自動車取得税

1　昭和五十四年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック又はディーゼルバスを廃車して新たに買い換えた昭和六十三年以降の自動車排出ガス規制に適合するトラック、バスに適用される自動車税の税率を軽減する特例措置を講じ、自動車取得税の税率を一％軽減する特例措置を二年度間に限って設ける。

2　平成五年自動車排出ガス規制（平成五年十月一日実施）に適合する自動車に係る自動車取得税の税率を規制前の取得にあっては一％、規制後の取得（平成六年二月二十八日までの取得に限る）にあっては〇・一％軽減する特例措置を創設する。

四、固定資産税及び都市計画税

三大都市圏の特定市の一定の市街化区域農地に対して課する平成四年度分の固定資産税又は都市計画税について、当該市街化区域農地が平成四年十二月三十一日までに一定の事由により市街化区域農地以外の農地となることが確実であると市長が認める場合には、農地課税相当額を超える税額を徴収猶予ができるとするなど、長期営農継続農地制度の廃止等に伴う課税の円滑化のための措置を創設する。

五、特別土地保有税

三大都市圏の特定市の市街化区域において取得される一定規模以上の土地に係る課税の特例措置（いわゆるミニ保有税）の適用期限を延長し、平成五年三月三十一日までの間に取得された土地について適用する。

六、国民健康保険税

国民健康保険税の課税限度額を四十六万円（現行四十四万円）に引き上げる。

委員長報告

五五ページ参照

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税総額の特例

1　平成四年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に二百十億円を加算した額から、同法附則第三条の規定に基づく特例措置額八千五百億円、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（昭和六十一年法律第三号）附則第二項の規定に基づく減額二百七億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額九百二十八億円を控除した額とする（以上の措置により、地方交付税の総額は、十五兆六千七百九十一億九千九百万円となる。）

2　1において控除した額のうち八千五百億円に相当する額については、平成六年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算する。

3　2による加算額のほか、五千九百七十三億円を平成九年度から平成十三年度までの地方交付税の総額に加算する。

二、基準財政需要額の算定方法の改正

平成四年度分の普通交付税の算定については、自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費を充実することとし、新たに「企画振興費」を設けるとともに、高齢者の保健及び福祉の増進・生活保護基準の引上げ等福祉施策に要する経費、国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費、自然環境の保全・廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、道路・街路・公園・下水道・社会福祉施設・清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、義務教育施設の整備・学習用教材の拡充・私学助成の充実・生涯学習の推進等教育施策に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費並びに地域社会における国際化及び情報化への対応に要する経費の財源を措置し、平成四年度に限り、土地対策の推進に資するため土地開発基金費を、高齢化社会に対応し地域福祉の向上を図るため地域福祉基金費を、地方財政の健全化を図るため臨時財政特例債償還基金費を

設けることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案の主な内容は、まず、平成四年度分の地方交付税総額について、法第六条第二項の額に二百十億円を加算した額から、特例措置額八千五百億円、昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例に係る返済額二百七億六千万円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金元利償還額九百二十八億円を控除した額とすること、また、後年度の地方交付税の総額について、特例措置額八千五百億円に相当する額及び五千九百七十三億円を加算すること、次に、普通交付税の算定について、地域振興、福祉施策、公共施設の整備及び維持管理、教育施策等に要する経費の財源を措置するほか、土地開発基金費、地域福祉基金費、臨時財政特例債償還基金費を設けること等であります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、地方自治のあり方、地方財政の現状認識、地方交付税の性格、地方交付税の減額問題、基準財政需要額の算定等の諸問題について熱心な質疑が行われ、またその間、参考人の意見聴取を行いました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対、日本社会党・護憲共同を代表して野別委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、交通事故調査分析センターの指定等に関する制度の新設

1　国家公安委員会は、民法第三十四条の法人であって、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査分析等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限って、交通事故調査分析センター（以下「分析センター」という。）として指定することができる。

2　分析センターは、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に関係する事項について、その原因の科学的な研究

に資するための調査（以下「事故例調査」という。）を行うこと、事故例調査に係る情報又は資料を分析すること等の事業を行うものとする。

3　警察庁等は分析センターがその事業を行うために必要な情報又は資料を分析センターに対し提供することができることとするほか、事故例調査に従事する者の遵守事項等について定める。

二、運転免許に関する規定の整備

1　仮免許を受けようとする場合に、その者の住所地又は自動車教習所（一定の要件を満たすものに限る。）の所在地を管轄する公安委員会の行う運転免許試験を受けることができることとする。

2　原付免許を受けようとする者は、公安委員会の行う講習を受けなければならない。

3　免許証の有効期間の更新を受けなかった者で、その者の免許が効力を失った日から起算して六月を経過しないもの等について、運転免許試験の一部を免除する。

4　自動車教習所を設置し、又は管理する者は、当該自動車教習所の所在地を管轄する公安委員会に、一定の事項を届け出ることができる等所要の規定を整備する。

三、その他

1　身体障害者用の車いすに係る定義に関する規定を整備する。

2　自動車又は原動機付自転車の運転者は、消音器を備えていない等の自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、一の改正は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、交通事故の防止及び交通事故の被害の軽減に資するための調査分析等の事業を行う交通事故調査分析センターの指定等に関する制度を新設するほか、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器を備えていない自動車等の運転の禁止、原付免許を受けようとする者に対する講習の義務づけ、自動車教習所に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交通

安全基本計画と今後の交通事故防止対策、交通事故調査分析センターの業務範囲と救急医療の関係、同センターの人的構成及び財政問題、本法改正による暴走族取り締まりの効果等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案につきましては、交通安全対策に万全を期するよう努めること等を内容とする附帯決議が付されております。

以上、御報告いたします。

地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第七八号）

要旨

本法律案は、地方公共団体における完全週休二日制を実施するため、地方公共団体の休日としてすべての土曜日を定めることとする等の措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、すべての土曜日を条例で定めることにより地方公共団体の休日とするものとする。

二、その他

1　法令の制定又は改廃に伴い、地方公共団体の処理しなければならない事務等を掲げた別表に所要の改正を加える。

2　本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

3　本法律の施行に伴い必要な経過措置を定める。

委員長報告

五五ページ参照

離島振興法の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、離島振興法の有効期限（平成五年三月三十一日）を更に十年延長し、平成十五年三月三十一日までとする。

二、法律の目的において、国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等離島の担っている役割を明らかにする。

三、離島振興計画について、新たに、離島振興の基本的方針、高齢者の福祉の増進、観光の開発等に関する事項を設けることにより、その内容を充実する。

四、離島振興対策実施地域の振興のため、税制上の特例措置を創設するほか、地方税の課税免除又は不均一課税に対する地方交

付税による補てん措置、地方債についての配慮、資金の確保等について所要の規定を設ける。

五、離島振興対策実施地域における交通の確保、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、高齢者の福祉の増進、教育の充実等について、国及び地方公共団体の配慮規定等を設ける。

六、この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、法律の有効期限についての改正規定は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、平成五年三月三十一日をもって効力を失う現行の離島振興法の有効期限をさらに十カ年延長するとともに、産業振興のための税制上の特例措置や地方財政への充実措置を講ずること、交通の確保、高齢者の福祉の増進、教育の充実等についての国及び地方公共団体の配慮規定を設けること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院建設委員長古賀誠君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。